

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

届出が必要な施設（法施行令別表第1）

項	用途	施設種類	規模※
一	すべて	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃焼能力（50L/時以上）
二	水性ガス、油ガスの発生	ガス発生炉 加熱炉	原料として使用する石炭・コークスの処理能力（20 t/日以上） 燃焼能力（50L/時以上）
三	金属精錬、無機化学工業品の製造	ばい焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） 煨(か)焼炉 ただし、14 項を除く	処理能力（1 t/時以上）
四	金属精錬	溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む） 転炉 平炉 ただし、14 項を除く	
五	金属精製、鋳造	溶解炉 ただし、こしき炉、14 項、24～26 項を除く	火格子面積（1m ² 以上） 羽口面断面積（0.5m ² 以上） 燃焼能力（50L/時以上） 変圧器容量（200kVA 以上）
六	金属の鍛造 金属の圧延 金属、金属製品の熱処理	加熱炉	
七	石油製品、石油化学製品の製造 コールドロール製品の製造	加熱炉	
八	石油精製	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力（200kg/時以上）
八の二	すべて	石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回収装置のうち燃焼炉	燃焼能力（6L/時以上）
九	窯業製品製造	焼成炉 溶融炉	火格子面積（1m ² 以上） 燃焼能力（50L/時以上） 変圧器容量（200kVA 以上）
一〇	無機化学工業品の製造 食料品の製造	反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む） 直火炉 ただし、26 項を除く	
一一	すべて	乾燥炉 ただし、14 項、23 項を除く	
一二	製鉄 製鋼 合金鉄、カーバイドの製造	電気炉	変圧器容量(1000kVA 以上)
一三	すべて	廃棄物焼却炉	火格子面積（2m ² 以上） 焼却能力（200kg/時以上）
一四	銅、鉛、亜鉛の精錬	ばい焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） 溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む） 転炉 溶解炉 乾燥炉	処理能力（0.5 t/時以上） 火格子面積（0.5m ² 以上） 羽口面断面積（0.2m ² 以上） 燃焼能力（20L/時以上）

項	用途	施設種類	規模※
一五	カドミウム系顔料の製造 炭酸カドミウムの製造	乾燥施設	容量 (0.1m ³ 以上)
一六	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素 (塩化水素は塩素換算量) の処理能力 (50kg/時以上)
一七	塩化第二鉄の製造	溶解槽	
一八	活性炭製造	反応炉 ただし、塩化亜鉛を使用するものに限る	燃焼能力 (3L/時以上)
一九	化学製品製造	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設 ただし、塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り 16~18 項及び密閉式のものを除く	原料として使用する塩素 (塩化水素は塩素換算量) の処理能力 (50kg/時以上)
二〇	アルミニウムの精錬	電解炉	電流容量 (30kA 以上)
二一	燐、燐酸の製造 燐酸質肥料の製造 複合肥料の製造	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	原料として使用する燐鉱石の処理能力 (80kg/時以上) 燃焼能力 (50L/時以上) 変圧器容量 (200kVA 以上)
二二	フッ酸の製造	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設 ただし、密閉式のものを除く	伝熱面積 (10m ² 以上) ポンプ動力 (1kW 以上)
二三	トリポリリン酸ナトリウムの製造	反応施設 乾燥炉 焼成炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	処理能力 (80kg/時以上) 火格子面積 (1m ² 以上) 燃焼能力 (50L/時以上)
二四	鉛合金の製造を含む鉛の二次精錬 鉛の管、板、線の製造	溶解炉	燃焼能力 (10L/時以上) 変圧器容量 (40kVA 以上)
二五	鉛蓄電池製造	溶解炉	燃焼能力 (4L/時以上) 変圧器容量 (20kVA 以上)
二六	鉛系顔料の製造	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	容量 (0.1m ³ 以上) 燃焼能力 (4L/時以上) 変圧器容量 (20kVA 以上)
二七	硝酸の製造	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 (100kg/時以上)
二八	すべて	コークス炉	処理能力 (20 t / 日以上)
二九	すべて	ガスタービン	燃焼能力 (50L/時以上)
三〇	すべて	ディーゼル機関	
三一	すべて	ガス機関	燃焼能力 (35L/時以上)
三二	すべて	ガソリン機関	

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。